

※申請する場合は、必ず出願時に、出願書類と一緒に提出してください。

学費等納付金月額納付制度利用申請書

20____年____月____日

駿河台大学 学長 殿

このたび学費等納付金月額納付制度の利用を申請いたします。なお、残高不足で学費等納付金の引落が1年間で2回できなかった場合は、その時点で理由の如何を問わず月額納付制度利用取消しとなり、通常納付となることを併せて承諾いたします。

志望学部※	学部	入試方式※	
フリガナ		フリガナ	
受験者氏名		保証人氏名	
住 所	〒 TEL : ()		

※一般入試等で併願する場合は、出願する全ての学部・入試方式を記入してください。

上枠内をもちろん記入し、注意事項を確認の上、出願期間内に提出してください。
本制度は日本学生支援機構の貸与型奨学金の予約採用候補者のみが対象です。給付型奨学金予約採用候補者は利用できませんので、十分注意してください。
なお、ご自身が申し込んだ奨学金の種類（貸与型あるいは給付型）が不明の場合は、高校から配付される「大学等奨学生採用候補者決定通知」をご確認ください。まだお手元に配付されていない場合は、高校へお問合せ願います。

以下の確認事項をよく読み、チェック✓を入れてください。すべてチェックがされていない場合、また、チェックがされていても利用条件に該当しないことが判明した場合、本制度の利用はできません。

チェック ✓	【 確 認 事 項 】	
	1	日本学生支援機構の貸与型奨学金予約採用候補者に決定している（または申請中である）。※申請中の方で不採用となった場合は、速やかに財務課までご連絡ください。
	2	日本学生支援機構の給付型奨学金の予約採用候補者ではない（または申請中で結果が出ていない）。※申請中の方で採用となった場合は、速やかに財務課までご連絡ください。
	3	注意事項を確認し、本制度を理解のうえ、利用を希望する。
	4	本制度の利用申請にあたり、保証人の承諾を得ている。

※大学使用欄

※	※	※入力	※受付日
			/
受 験 番 号			

月額納付制度における注意事項について

月額納付制度は、日本学生支援機構の貸与型奨学金の受給を前提とした制度です。学生本人名義のゆうちょ銀行口座から、毎月の引落日に分割納入金額を引落します。

以下内容をご熟読いただき、ご不明な点は出願前に必ず駿河台大学財務課にお問合せください。

●入学前の手続について

引落口座の登録は、本学の定める期間内に確実に行ってください。手続が期間内に行われない、または本制度の利用条件に該当しないことが判明した場合、月額納付制度の利用申請を取消します。この場合、入学前までに通常の入学手続時納入金（入学金及び分納1期分）をお支払いいただくこととなります。

●制度利用にあたって

1. 奨学金受給と月額納付制度の関連性について

月額納付制度は、本学独自の制度であり、日本学生支援機構の奨学金と直接の関連がないことから、奨学金の受給日及び金額が本学の定めた引落日及び金額と一致しません。引落日に資金が不足する場合は、差額をご自身でご用意いただく等、引落日に確実に引落が完了できるようにしてください。

2. 月額納付制度の利用取消について

月額納付制度は、年度内に2回引落不可となると、自動的に取消しとなります。その場合は年度の残額を一括でお支払いいただくと共に、これ以降は通常の納付方法（年2回の分納納付）でお支払いいただくこととなります。学生生活に多大な影響を及ぼしますので、利用にあたっては、日々の資金管理をしっかりと行い、本制度をご利用ください。また、入学後に給付型奨学金の受給者となった場合や休学をした場合等も、本制度の利用は取消しとなります。

お問合せ先

駿河台大学 財務課 042-972-1191